

令和2年第11回

荒川区教育委員会定例会

令和2年6月12日

於)特別会議室

荒川区教育委員会

令和2年荒川区教育委員会第11回定例会

- | | | |
|--------|--|---|
| 1 日 時 | 令和2年6月12日 | 午後1時30分 |
| 2 場 所 | 特別会議室 | |
| 3 出席委員 | 教 育 長
教育長職務代理者
委 員
委 員
委 員 | 高 梨 博 和
小 林 敦 子
繁 田 雅 弘
長 島 啓 記
坂 田 一 郎 |
| 4 出席職員 | 教育総務課長
学 務 課 長
指 導 室 長
教育センター所長
生涯学習課長
地域図書館課長
書 記
書 記
書 記 | 山 形 実
菊 池 秀 幸
津 野 澄 人
大久保 和 彦
漆 畑 研 太
成 瀬 慶 亮
小 川 綾 一
丸 田 恭 雅
宮 島 弘 江 |

5 案 件

(1) 審議事項

議案第 2 1 号 荒川区立図書館条例の一部を改正する条例に対する意見の聴取について

議案第 2 2 号 (仮称) 新尾久図書館建築工事請負契約の一部を変更する契約に対する意見の聴取について

議案第 2 3 号 荒川区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

(2) 報告事項

ア 6月15日(月)からの登校(園)について

イ ゆいの森あらかわ、地域図書館、荒川ふるさと文化館の段階的な再開について

ウ 荒川区指定無形文化財及び保持者の解除について(人形頭・高久秀芳氏)

(3) その他

教育長 ただいまから荒川区教育委員会、令和2年第11回定例会を開催させていただきます。

今回も新型コロナウイルス感染症対策のため、ウェブ会議方式、オンラインで行わせていただきます。

初めに出席者数の御報告を申し上げます。本日5名全員出席でございます。

議事録の署名委員につきましては、小林委員、繁田委員、御兩名にお願いいたします。

2月28日開催の第4回定例会の議事録につきましては、前回の定例会にて配付し、この間、御確認を頂いたところでございます。本日、特に委員の皆様から御意見等がなければ承認とさせていただきますと存じますがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

教育長 異議ないものと認め承認といたします。

3月13日開催の第5回定例会の議事録を皆様にお送りさせていただいてございます。次回の定例会で承認についてお諮りいたしたいと存じます。次回までに御確認いただき、お気づきの点、修正等について、事務局まで連絡をお願いいたします。

それでは、本日の議事日程に従いまして議事を進めさせていただきます。

本日は審議事項3件、報告事項3件となっております。

初めに、新型コロナウイルス関連ということで、報告事項について説明させていただいた後、審議事項に移らせていただきたいと思います。

報告事項ア「6月15日からの登校（園）について」でございます。学務課長から説明がでございます。

学務課長 どうぞよろしくお願いいたします。御手元の各園小中学校長宛の6月15日月曜からの登校、登園についての資料を御参照ください。

結論から申し上げますと、下線を引いている部分、6月15日月曜日以降の登校につきましては、当初の予定どおり分散登校を終了とし、感染対策に十分配慮しながら順次通常登校に戻していくことといたしました。

この内容で、昨日の区の対策本部、それから校長会でも了承を頂きまして、当初、11日木曜日に保護者にメールを流しますという予告をしておりましたので、そのお知らせどおり、昨日、次の資料にございます保護者向けのメールを配信したところでございます。

順次という意味合いでございますけど、具体的に申し上げますと、小学校は1時間目から4時間目まで授業をやって給食を食べて帰るところや、1校だけですけれども、1時間目はきちんと家で健康観察や体温測定などをやっていただいて、2時間目から登校をしていただくなど、学校の裁量が出てございます。いきなり月曜から6時間授業というのもなかなか大変であろうということで、順次という意味合いにしております。

中学校につきましては、校長先生方の強い御意思で、月曜日から6時間授業を行うと聞いてございます。ただし、部活等はまだ実施できませんので、そういう意味合いで順次というような言葉遣いにしてございます。

雑駁ではございますが、説明は以上です。

教育長 ただいまの説明につきまして、御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。

坂田先生、いかがでしょう。

坂田委員 結構かと思えます。大学の方は実はもう少し慎重です。東大では、現在もまだオンライン授業ですし、来週からレベル1という形で、非常事態宣言の間はレベル3、それから現在はレベル2で、来週からレベル1に緩和して、学生たちもキャンパス内に入ってくるようにはなるのですけれども、今のところ、実はもう少し慎重に進めているところもあります。

学校の場合、やはり、手洗いが非常に重要かと思えます。それから、最近話題になっている論文で見ると、声の大きさというのがエアロゾルの拡散に影響すると思われるので、残念ながら、本当は子どもたちは元気よくということが望ましいのですけれども、手洗いと、それからちょっと声を抑えて活動するということが重要なのではないかと思います。以上です。

教育長 ありがとうございます。そういった意味では繁田先生、学校再開に当たって、何か校長や園長に対して、こういう点を十分気をつけるようにという御助言がございましたら、お願いいたします。

繁田委員 小学校がより慎重な段階的な開始で、中学校はすぐに授業が始まりますよね。もちろん、それに異論があるわけではないのですが、いわゆる生活の仕方というのは、登校していない状態としている状態では全く違いますので、発想としては、やっぱり登校をする生活に慣れてくるという、体力的にということではなくて、多分受けるストレスの種類も全然違うと思いますので、我々の言葉で言うと、少しリハビリのようなというか、自宅自粛生活から集団生活への緩やかな導入的な発想はあっていいかなと思います。今、思いつくのはそれくらいです。

教育長 どうもありがとうございます。この件について、事務局いかがでしょうか。

学務課長 おっしゃるとおりでございます。先生方には、暑くなってきておりますので、体力的にも生活習慣的にも十分配慮をしていただくように、さらにもうお願いをしてみたいと考えてございます。

教育長 小林先生、お願いいたします。

小林委員 小学校ですが、学校の実態に合わせて時間割などを調整しながらやられるということで、それはとても大切なことではないかと思います。全部一律ではなく、学校の個々の状

況は違いますので、子どもの状況を見ながら適宜判断されることが重要です。

子どもたちも長い間お休みで、体が慣れない状態かと思います。あまり無理に平常の状態に戻すということではなく、ぼちぼちお子さんの状態を見ながら、また、先生方もあまり頑張り過ぎないほうがいいかなと思っております。よろしく願いいたします。

教育長 どうもありがとうございます。長島先生、お願いいたします。

長島委員 繁田先生もおっしゃっていましたが、子どもたちは生活がやっぱり少し変わって大変だと思うのです。特に小学校の1年生、新入生にちょっと気を遣ってもらえたらと思います。以上です。

教育長 ありがとうございます。この件について、指導室か教育センターから、感想などをお願いします。

指導室長 お話ありがとうございます。

昨日、校長会がありまして、まさに先生方がお話ししていただいた体力面ですとか生活習慣について、校長先生方にお話をさせていただきました。子どもたちが少しずつ学校生活に慣れて、通常の学校生活に近付けていけたらと思っております。その様子も指導室で把握していきたいと思いますので、またお気づきの点がありましたら、どうぞよろしくお願いいたします。

指導室からは以上です。

教育長 そのほか何かお気づきの点、あるいはまたお聞きになりたい点等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次の案件、報告事項イ「ゆいの森あらかわ、地域図書館、荒川ふるさと文化館の段階的な再開について」を議題といたします。

それでは、成瀬課長と漆畑課長から、それぞれ説明をお願いいたします。

地域図書館課長 それでは、「ゆいの森あらかわ、地域図書館、荒川ふるさと文化館の段階的な再開について」御説明いたします。

ゆいの森あらかわ及び各地域図書館では、5月30日から一部サービスを再開しておりますけれども、国や都の方針等を踏まえた上で新型コロナウイルス感染予防策を徹底し、利用可能サービスを6月19日、7月10日をめどに段階的に再開してまいります。

具体的なサービスといたしましては、6月19日からは書架への立ち入り。これは、閲覧のみが可能となっております。そして、7月10日からは、閲覧席・学習席の利用をしていただくのですが、席を半数程度に間引いた上で開館するという流れになってございます。

続きまして、吉村記念文学館につきましては、7月10日から再開をいたします。

その下、ゆいの森の遊びラウンジー時預かりですが、こちらにつきましても7月10日か

ら、利用時間、利用人数を制限して再開してまいります。

同様に、学びラウンジにつきましても座席数を縮小して再開してまいります。

欄外に、尾久図書館と書いてございますけれども、尾久図書館につきましても、現在、新館を建設工事中でございます。令和3年2月に開館予定でございますけれども、そちらへの移転準備作業に伴いまして、7月1日から御利用いただけるサービスを縮小いたしまして、10月1日からは休館いたします。従って、ほかの図書館とは違ったスケジュールで動くこととなりますが、こういったスケジュールで進めていきたいと考えてございます。

生涯学習課長 生涯学習課の漆畑です。ふるさと文化館の段階的な再開について、御説明いたします。

現在、ふるさと文化館は休館中でございますが、6月19日から伝統工芸ギャラリーとミュージアムショップを再開し、7月10日から常設展示室の再開を予定しております。いずれもマスクの着用や、観覧する際にはほかの観覧者とは十分な間隔を取っていただくなど、感染防止策を取った上で再開していきたくて考えております。

雑駁ではありますが、御説明は以上となります。

教育長 ただいまの両課長の説明につきまして、御意見、御質問等がございましたらお願いいたします。

長島委員 今、ふるさと文化館について、マスクの着用という話がありましたけれども、図書館の利用については、そこら辺はどうなっているか教えていただければと思います。

地域図書館課長 図書館につきましても同様に、マスクを御着用いただくこととして、また、来館される際には、御自宅での検温をお願いするという形を取っております。

また、体調不良があった場合は来館をお控えくださいというポスターを図書館の前に掲示いたしまして、そういった周知をしていきたいと考えてございます。

また、他の利用者や職員とは2メートル以上取って、ソーシャルディスタンスを守ってくださいということも書いております。

第2ステップ、6月19日からは入館票というものを御記入いただきます。具体的には、お名前や電話番号を入館する際に頂戴いたしまして、もし、新型コロナウイルスが図書館で発生した場合は、保健所からその方々に濃厚接触者に当たる可能性もあることから御連絡を差し上げる予定でございます。

長島委員 ありがとうございます。

教育長 そのほか、いかがでしょうか。

坂田委員 やはり図書館は多くの方々にとって非常に重要な場ですので、こういった形で段階的に再開されることに賛成です。本学でも、かなりここは議論のあるところで重要なことと

して検討しているところです。

今、最後におっしゃったように、来館者に関して記録を取っておくことは非常に重要ではないかと私も思います。

ただ、来館したから濃厚接触になるわけでは普通はないと思いますので、その辺をどう考えるかというのが大事かと思います。同じ建物の中にいたから濃厚接触というのは、現在の厚生労働省の定義から見るとかなり乖離があると思います。本当はもう少し狭い範囲で、どこへ座っておられたかとかそういうことがないと、濃厚接触の議論は困難ではないかなと思います。以上です。

教育長 ありがとうございます。成瀬課長、その点について何か見解はございますでしょうか。

地域図書館課長 図書館といたしまして、そういった何かあった場合にも、区民の方に安心・安全を最優先して御利用いただけるよう配慮していきたいと考えております。

坂田委員 記録を取っておくことはやはり非常に重要なことで、それに反対するわけでは全くないのです。ただ、記録を取ることに、住民の方にどう説明するかということが重要で、やはり濃厚接触ということを色別するのだというようなことを言ってしまうと、ちょっと違和感があると思うのです。来館しただけでそうなるというわけでは普通はないと思いますので。住民の方への説明について、もう少し精緻に検討する必要があるのではないかという意味です。

地域図書館課長 ありがとうございます。そのあたりは区民の方に誤解を生まないような説明を心がけていきたいと思います。

教育長 小林先生、どうぞ。

小林委員 遊びラウンジー時預かりが、7月10日から利用時間、利用人数を制限して再開ということで、恐らくかなりのお子様連れの方は開館を待っておられるかと思うのですが、接触したりする可能性もありますので、このあたりどう考えておられるでしょうか。

地域図書館課長 例えばおもちゃであれば使い終わったら必ず消毒をするなどして、そういった衛生管理も徹底していきたいと考えております。

小林委員 そうですか。分かりました。大変ですがよろしく願いいたします。ありがとうございます。

教育長 ほかにいかがでしょうか。繁田先生、よろしいですか。

繁田委員 僕はちょっと知識がないので、返却された本の処理とかそういうのは多分ノウハウが、いわゆるこういう施設ではあると思いますので、それは確認していただく。業務量は増えますので、過剰にやる必要はないのですけれども、あまり神経質になる必要はないのですけど、最低限の処理というのはやっておかざるを得ないので、その確認は必要かなと思いま

す。

教育長 この点について今、図書館ではどのように取り組んでいるのでしょうか。

地域図書館課長 返却した本については、拭いたりすることも考えられますが、現実的に難しいと思いますので、そのあたりの衛生管理はきちんとしていきたいと思っております。

繁田委員 次に貸すまでの時間を空けるのが一番大事だと思います。必ずしも拭く必要はないのですけれども、すぐに貸さないということですね。

教育長 今の繁田先生の御意見を参考にさせていただいて、これからの図書の貸し出しについては十分感染防止に気をつけるようにしてください。

地域図書館課長 はい。

教育長 そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次に移らせていただきます。報告事項ウ「荒川区指定無形文化財及び保持者の解除について（人形頭・高久秀芳氏）」生涯学習課長から報告をいたします。

生涯学習課長 「荒川区無形文化財及び保持者の解除について」です。このたび、保持者の方が死亡したため、解除について御報告をするものでございます。

文化財の名称及び保持者については、荒川区指定無形文化財工芸技術人形頭の高久秀芳氏です。生年月日、住所は記載のとおりです。登録年度については、昭和61年に登録をさせていただきまして、その後、平成19年に指定無形文化財として指定をさせていただいております。

解除年月日及び解除理由は、記載のとおりとなっております。

なお、高久氏は平成28年に厚生労働大臣から卓越した技能者、現代の名工として表彰されております。

また、区内では、この人形頭を専業とする職人さんは高久氏だけで、都内にも恐らくいないといわれております。ただ、通常、人形師が人形頭を兼業するケースが多いということで、人形作り自体は都内においても引き継がれていっている状況でございます。

また、高久氏は、後継者の方はおりませんでした。群馬県や埼玉県での人形師をやっている方々の御子息に指導をされているといったところで、技術については伝承されているのではないかと伺っております。

雑駁ではありますが、御説明は以上となります。よろしく申し上げます。

教育長 ただいまの説明につきまして、御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。

小林委員 一言だけよろしいでしょうか。長年にわたりまして伝統技術の継承のために、大変に御尽力を頂きまして、本当に残念です。心より御冥福をお祈り申し上げます。

教育長 そのほか、よろしいでしょうか。ただいまの漆畑課長からの説明にもありましたよう

に、高久氏の卓越した技術が、地域は違えど後継者に着実に引き継がれているという御報告がございましたので、大変安心いたしました。

私からも慎んで御冥福をお祈りさせていただきます。ありがとうございました。

これで報告事項を終わらせていただいて、審議事項に移らせていただきたいと思います。

審議事項、議案第21号「荒川区立図書館条例の一部を改正する条例に対する意見の聴取について」、議案第22号「(仮称)新尾久図書館建築工事請負契約の一部を変更する契約に対する意見の聴取について」は、いずれも同じ図書館に関する議案でございます。一括して説明をさせていただき、質疑を行っていただいた後、1件ずつ決を採ることにいたしたいと存じますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

教育長 異議ないものと認め、そのように取り扱わせていただきます。

教育総務課長、山形課長から説明がございます。

教育総務課長 議案第21号「荒川区立図書館条例の一部を改正する条例に対する意見の聴取について」でございます。令和2年度荒川区議会定例会6月会議に提案するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づきまして、区長が教育委員会への意見を聴取するものでございます。

改正内容でございます。先ほど報告事項で尾久図書館の件がありましたので、その内容になります。

現在、新たな尾久図書館を宮前公園内に建設しております。令和2年中に開館に合わせまして住所を変更するものでございます。先ほどの報告の中で、令和3年2月には開館を予定しておりますので、2月の時点で住所が変更することになります。

改正の内容につきましては、記載がございますように、従前の図書館の尾久図書館の住所、西尾久3-12-12。それを改正後、東尾久8-45-4に変更するものでございます。

施行期日につきましては、公布の日から起算をしまして、8月を超えない範囲におきまして、荒川区教育委員会規則で定めるものでございます。

次のページに、実際の議案が付いてございます。

議案第22号「(仮称)新尾久図書館建築工事請負契約の一部を変更する契約に対する意見の聴取について」でございます。

内容でございます。契約内容の変更でございます。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を講じたことによりまして、工事日程等を見直す必要が生じたものでございます。これまでは契約の日付から、平成32年7月22日、令和2年7月22日まででございましたけれども、新工期につきましては、令和2年9月18日までとするものでございます。

契約金額につきましては、9億8,775万6,000円でございます。差額につきましては、工期の日程変更などについて増額するものでございます。

雑駁ではございますが、内容は以上でございます。よろしくお願いいたします。

教育長 ただいま2件の議案についての説明がございました。御質問、御意見等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

教育長 質疑がないようでございます。

議案第21号及び第22号につきまして、御意見等はございますでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

教育長 特に御意見等ないものと認め、討論を終了とさせていただきます。

1件ずつお諮りいたします。議案第21号につきまして、御異議等ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

教育長 異議ないものと認めます。

議案第21号「荒川区立図書館条例の一部を改正する条例に対する意見の聴取について」は、原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第22号につきまして、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

教育長 異議ないものと認めます。

議案第22号「(仮称)新尾久図書館建築工事請負契約の一部を変更する契約に対する意見の聴取について」は、原案のとおり決定いたします。

続きまして、審議事項の3番目、議案第23号「荒川区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」について、これも山形課長、教育総務課長から説明がございました。

教育総務課長 議案第23号「荒川区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」でございます。

新型コロナウイルス感染症対策としまして、区立学校の臨時休業及び教育活動の再開に対応しまして、令和2年度に限りまして、区立小学校及び中学校における第1学期、第2学期及び夏季休業日を変更する必要があるためでございます。

内容でございます。管理運営規則の一部を改正いたしまして、下に記載がございます1学期につきましては、4月1日から8月23日。2学期につきましては、8月24日から12月31日までとするものでございます。

夏季休業日は、8月8日から8月23日までとすることでございます。ですので、1学期

の終業式については8月7日に行い、2学期の始業式が8月24日に行うこととなります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

教育長 ただいまの説明につきまして、御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。

坂田委員 これは、ほかの区も同様な形になるのでしょうか。

教育長 他区の状況等について、事務局で分かっている範囲で答えてください。

教育総務課長 まだ確定ではありませんけど、荒川区と同じように変更している区が10区。

8月の第1週目を休みとしないで、3週間夏休みを取るところが13区です。

教育長 ちなみに、荒川区がこのような形で決定をいたした数日後に東京都の教育委員会で、都立学校について夏休みの決定がなされましたけれども、荒川区と同じ期間の夏休みとなっております。そういった意味では、短過ぎるということはないのかなと思っています。

坂田委員 分かりました。質問の趣旨が二つあって、一つは、我々の考え方を検証する意味で、例えば、東京都がどういう考え方でどうされているかということと比較してみる視点が重要だということです。

それから、もう一つは、住民の方の中には、ほかの区と近いところに住んでおられる方もいて、我々としては、遠い区はあまり関係ありませんけれども、周辺の区についてはどういうアナウンスを出されているかを把握した上で、区内の住民の方にお伝えすると。そういう心がけが必要だと思うのです。

もともと従来は、小・中学校に関しては、区ごとの差というのはほとんどなかったと思います。特に学事歴についてはなかったのではないかと思いますので、今回差が出るとすると、住民の方々の立場に立って、そういったことを我々としてはいつも考えつつ、アナウンスをするという姿勢を取っていただくのが大事ではないかと思います。以上です。

教育総務課長 この判断する段階では、まだ夏休みを公式に表明しているのは4区くらいでございました。目黒区が8月1日から24日の夏休みで、ほかの自治体については、まだ未定という区が多かった状況でございます。また、公にしていない区もございまして、状況によっては変更をする。また、区によっては、冬休みを減らすといったところも考えているところがあると聞いているところでございます。

趣旨は踏まえまして、区民の方に理解が進むように丁寧に説明をしまいたいと思います。以上です。

教育長 坂田委員、ありがとうございました。荒川区教育委員会として、夏休みですとか学校の再開等を決定するに当たって、逐次、他区の状況を指導室課長会とか校長会等を通して、逐一連絡を取り合っています。そういった意味では、他区の状況も十分に参考とさせていただきながら決定をしております。

学校の再開ですとか、夏休みについて、保護者の方たちには一斉発信メールで通知をしているところでございますけれども、特段、何か御不満ですとか苦情の御連絡を頂いているところはございません。そういった意味では、保護者の方々も御理解いただいているのかなと思っております。

これからも御指摘の点を十分に踏まえまして、東京都の動向ですとか他区の状況も十分に参考とさせていただきながら、子どもたちの学びを確保してまいります。

長島先生、お願いします。

長島委員 子どもたちと先生方を含めて、8月の暑さ対策みたいなことです。そこら辺は今現在、どう考えておられますか。

教育総務課長 昨日、校長会がございました。感染症予防と合わせて熱中症対策が非常に重要です。例えば教室内の換気の仕方ですとか冷房の仕方。また、先ほども御指摘いただきましたけれども、暑い中の授業の方法は注意が必要です。体育はマスクをしないようにというガイドラインが出ていますけれど、特に熱中症対策に十分注意をすること。

また、校長会で実際に水分の補給について、登下校時に水を飲んだり、授業中も水筒を持たせるといっても重要だろうという話がありました。

空調を効かせながら換気をする、窓側も南側の校庭側を開けるのではなくて廊下を開けて、強制的に扇風機を外に出すなどで換気をする。そういったものをなるべく徹底する形で、冷房しながら換気を徹底するというのが一番の暑さ対策かなとしているところでございます。

また、マスクによって顔色が見えないということもあって、フェイスシールドを準備しているところなどもあります。例えば、教科にもよると思いますけど、音楽とか、英語は口の形が見えないからというのでフェイスシールドをやっているところもあります。また、地域の方や企業から、フェイスシールドなど寄贈を受けている学校などもございました。以上でございます。

教育長 そのほか、御意見、御質問等ございますでしょうか。

小林委員 暑さ対策ということですが、小学校や中学校で3密を避けるために、もしかしたらクーラーがついていない教室を利用するということもあるのでしょうか。基本的には、すべてクーラーがついている教室を利用という形になるのでしょうか。

教育総務課長 クーラーがない教室というのは利用できないと考えてございまして、基本的にクーラーがある教室で活動をする、若しくは体育館などで活動するということを想定してございます。

一部、特別教室でクーラーが入らないところについては、普通教室などで転換をするという形で、必ず冷房と換気ができるようなところで。場合によっては、体育館など広いところ

で3密を避けながら活動をするという運用の仕方になるのかなと思ってございます。

小林委員 分かりました。ありがとうございました。

教育長 そのほか、いかがでしょうか。繁田先生、真夏の授業という形になりますけれども、何か気をつけなくてはいけないこと等について、もしありましたらお願いいたします。

繁田委員 僕、専門外ですのであまり詳しくなくて一般的なことしか申し上げられませんが、よく言われるのは、やっぱり気温そのものではなくて空気の流れだというのはよく言われています。

教育長 長島先生、いかがでしょうか。

長島委員 大丈夫です。ありがとうございました。

教育長 本件については、そのほか御意見等なければ異議のないものと認め、原案のとおり決定させていただいてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○教育長 原案のとおり決定といたします。

そのほかの報告事項ですけれども、6月から8月までの教育委員会関係行事につきましては、配布資料のとおりとなっております。

予定しておりました事項は以上でございます。事務局から連絡事項はありますでしょうか。

○教育総務課長 次回につきましてもウェブ形式で開催をしたいと思っております。また、教科書採択に向けては、アラートも解除された形なので実際にこちらにいらしていただいて採択という形になる予定です。

ただ、状況によっては、ウェブ会議のためのアカウントも取りましたので、引き続きネットを活用した手法も検討してございますけど、これからの時期については、直接こちらの方にいらしていただいて開催するですとか、委員さんによっては、ウェブから参加をしていただくという方式も検討しているところでございます。

事務局、以上です。

○教育長 以上をもちまして、教育委員会令和2年第11回定例会を閉会といたします。

了